

流域治水に係る最近の話題

令和3年11月

京都府建設交通部

流域治水



目次

- **流域治水推進行動計画について**
- **「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律について ～流域治水関連法～**
- **流域治水とグリーンインフラ**

流域治水推進行動計画について

流域治水推進行動計画

- 流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進に向け、関係府省庁の連携策も含め各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成。
- 「気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し」「流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策」「事前防災対策の加速」「防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり」により、流域治水を推進する。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

流域治水推進行動計画

(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

- ・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し
- ・気候変動予測モデルの高度化

(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

① ハザードへの対応

- ・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生
- ・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化
- ・流域の雨水貯留浸透機能の向上
- ・戦略的な維持管理

② 暴露への対応

- ・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫
- ・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実

③ 脆弱性への対応

- ・水災害リスク情報の充実・提供
- ・避難体制の強化
- ・避難行動を促すための情報・伝え方
- ・安全な避難先の確保
- ・広域避難体制の構築
- ・経済被害の軽減
- ・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供
- ・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

(3) 事前防災対策の加速

- ・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化
- ・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援
- ・農業水利施設の新技術の活用による防災

(4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

- ・防災・減災の日常化
- ・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進
- ・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進
- ・流域治水の調整を行う場の設置
- ・グリーンインフラの活用

流域治水推進行動計画の主な取組

(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
気候変動の影響を治水計画等へ反映し、地域の目標安全度を確保	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（目標流量）を20水系で見直し 海岸保全基本計画を39都道府県で見直し 気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進 気候変動モデルの高度化により降雨量予測情報を高精度化 気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表 	農水省・林野庁・水産庁・国交省 文科省・気象庁

(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダムの流域に着目した流域雨量予測情報の開発 一級水系に加え、二級水系においても、事前放流等の運用を実施 河川管理者・利水者等で構成される協議会の創設 	厚労省・農水省・経産省・工ネ庁・国交省・気象庁
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> 国有地を活用した貯留施設整備50箇所 田んぼダムに取り組み水田の面積 約3倍以上 森林整備・治山対策による森林の浸透・保水機能の発揮 雨水貯留浸透施設の設置900市町村 防災機能を備えるオープンスペースを確保した都市の割合75% グリーンインフラの取組事業化70自治体 遊水地や輪中堤による地域の実情に応じた災害復旧の推進 Eco-DRRの推進 	財務省・農水省・林野庁・国交省・環境省
戦略的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した河川管理施設の計画的な更新 三次元河川管内図の整備（109水系） 橋梁、道路の流失対策 河道内伐採樹木等をバイオマス発電燃料等として有効利用 	国交省・環境省
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	<ul style="list-style-type: none"> 粘り強い構造の堤防整備 水防活動に必要な情報共有システムの構築 消防団の救助能力向上 海岸保全施設の整備 	総務省（消防庁）・農水省・水産庁・国交省
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	<ul style="list-style-type: none"> よりリスクの高い流域において砂防堰堤や遊砂地等の事前防災対策を集中的に実施 きめ細かな治山ダムの配置や山腹崩壊対策などによる土砂流出の抑制 森林整備や治山ダムによる流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉 	林野庁・国土交通省

①ハザードへの対応

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁	
②暴露への対応	リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくりの推進（防災指針作成600市町村） 災害危険区域制度の活用 高台まちづくりの推進 	国交省
	まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国管理河川においては、リスクマップ（多段的な浸水想定区域図）を令和3年度内に作成 雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） 高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） 土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） 	国交省
③脆弱性への対応	土地の水災害リスク情報の充実・提供	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） 雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） 高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） 土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） 浸水被害を踏まえた危険物の取扱 土地購入時の水災害リスク情報の提供 	総務省（消防庁）・国交省
	避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイム浸水把握の技術開発 一日先の雨量予測を用いた危険度分布の提供 水系一貫洪水予測モデルの開発 高潮、高波予測情報の発信 将来の気候変動下での台風や豪雨の影響評価 人工衛星の活用 	文科省・国交省・気象庁・環境省
	避難行動を促すための情報・伝え方	<ul style="list-style-type: none"> 防災用語ウェブサイトを開設（令和3年6月） 住民の防災意識向上訓練（1,388市町村） 線状降水帯による大雨情報の提供 新たな避難情報の周知 災害発生のおそれ段階から、交通機関への影響等を加えて情報発信 	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	安全な避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難場所の整備 道路の高架区間等の緊急避難場所としての活用 民間施設の避難場所指定 要配慮者利用施設の避難の実行性確保 学校、スポーツ施設の防災機能向上 	内閣府（防災）・総務省（消防庁）・厚労省・文科省・国交省
	広域避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の検討、調整の促進 広域避難のための予測情報の提供 	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	避難行動につながる平時の取り組み、避難計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法の確立、マイ・タイムラインの取組拡大 民間企業が提供する防災アプリやサービスと連携し、避難行動を支援 	内閣府（防災）・文科省・農水省・国交省・気象庁

流域治水推進行動計画の主な取組

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁	
③脆弱性への対応	経済被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設（浄水場等）の浸水対策 下水道施設（揚水機能を確保）の耐水化 高層マンションの電気設備の浸水対策 企業の浸水対策 医療機関のBCP作成の促進 交通ネットワークを確保する治水・土砂災害対策 鉄道橋梁の流出防止対策 	厚労省・経産省・国交省
	金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報の提供 想定最大洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） 住宅ローンによる誘導 グリーンボンドの推進 	国交省・環境省
	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生のおそれ段階からのTEC-FORCE等の派遣 	国交省

（3）事前防災対策の加速

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨における緊急治水対策プロジェクト（9水系）について、5～10年で再度災害防止対策を完了 一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系） 	国交省・気象庁
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインについて、今後の各地域での取組を通じて得られた知見及び新しく得られた科学的知見並びに法制度の改正等を反映し充実 多段的なハザード情報を提供（109水系） 	国交省
農業水利施設の新技术の活用による防災のデジタル化・スマート化	<ul style="list-style-type: none"> ダム等農業水利施設の貯水位等の遠隔把握の防災情報ネットワークの活用 ため池防災支援システムの活用 	農水省

（流域治水推進行動計画作成主体）

流域治水推進の推進に向けた関係省庁実務者会議（16省庁）

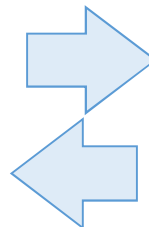
水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議を開催。

国土交通省（議長）・内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・気象庁・環境省

（4）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
あらゆる行政プロセスや、様々な事業に防災・減災の観点を取り入れた仕組みを構築	<p>流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」9法律を一体的に改正（公布：R3.5.10）</p> <p>1.特定都市河川浸水被害対策法、2.河川法、3.下水道法、4.水防法、5.土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、6.都市計画法、7.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、8.都市緑地法、9.建築基準法を一体的に改正</p>	国交省
防災・減災の日常化	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における防災教育・環境教育の支援 流域治水シンポジウムの開催 	文科省・国交省・気象庁・環境省
規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水に取り組む市町村数（900市町村） より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数（令和4年度：0件） 	国交省
経済的インセンティブによる「流域治水」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民間損害保険における水害リスク補償の安定的な供給 農業用ダムやため池等の農業水利施設の洪水調節機能強化に資する整備を補助 水災害リスクを回避・軽減するためのすまい方の工夫補助 	金融庁・農水省・国交省
流域治水の調整を行う場の設置	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水協議会の設置（550水系） 気候変動適応広域協議会（7ブロック） 	国交省・環境省
グリーンインフラの活用	<ul style="list-style-type: none"> 全国で持続可能で魅力ある地域（防災×自然×経済・観光）づくりを推進するため「流域治水×グリーンインフラ」を策定・推進（109水系） 水田の貯留機能向上、農地の保全 	農水省・国交省・環境省

助言等を実施



課題等を共有

地域での取り組み「流域治水協議会」

全国109の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設置し、令和3年3月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第31号)」について ～流域治水関連法～

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
都 市 局

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化

◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有する**グリーンインフラ**として活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設**に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による**権限代行の対象**を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

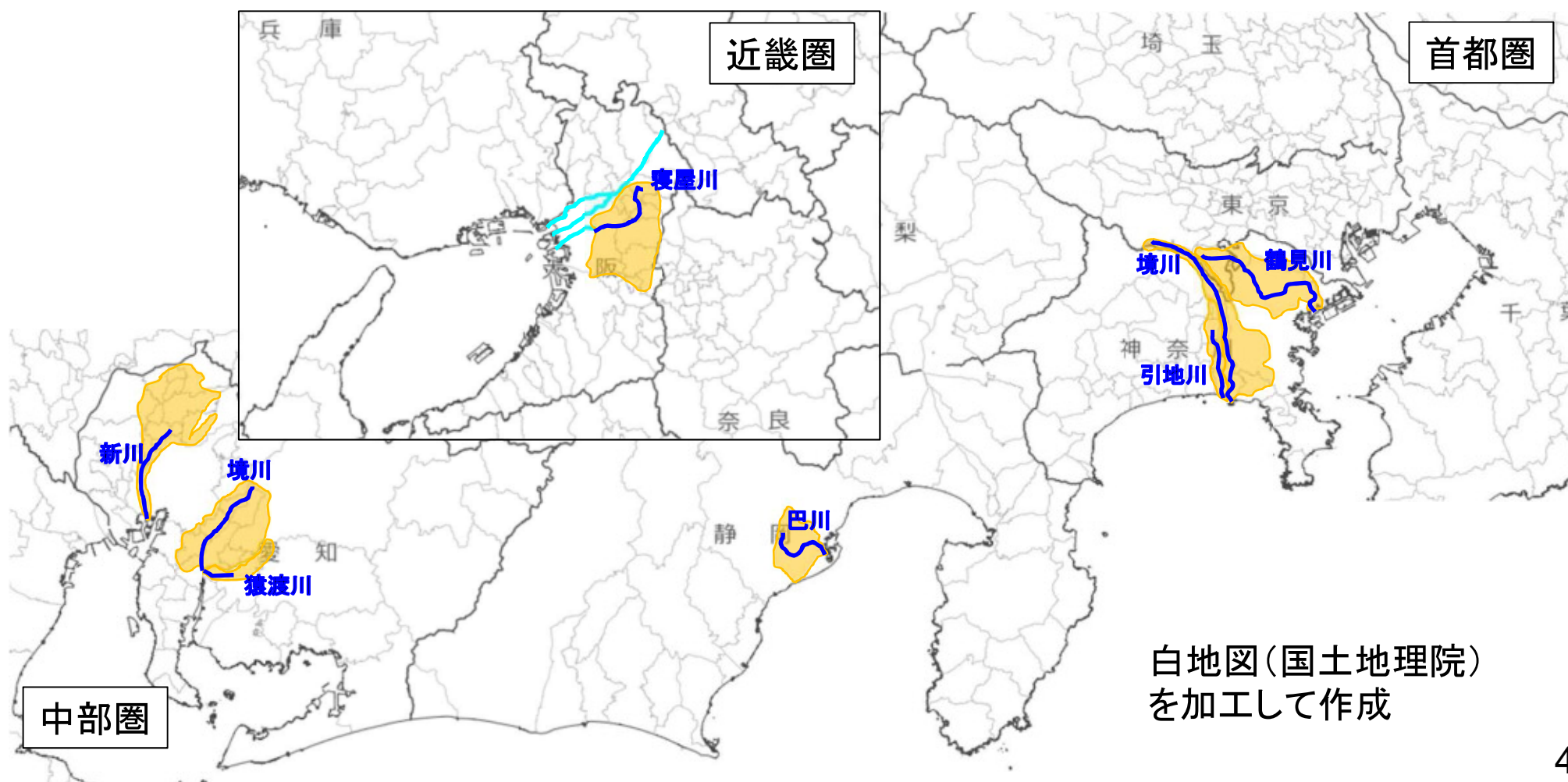
「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

6ヶ月以内施行

(参考) 特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川**を指定
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

<特定都市河川の一覧>



特定都市河川の指定要件の見直し

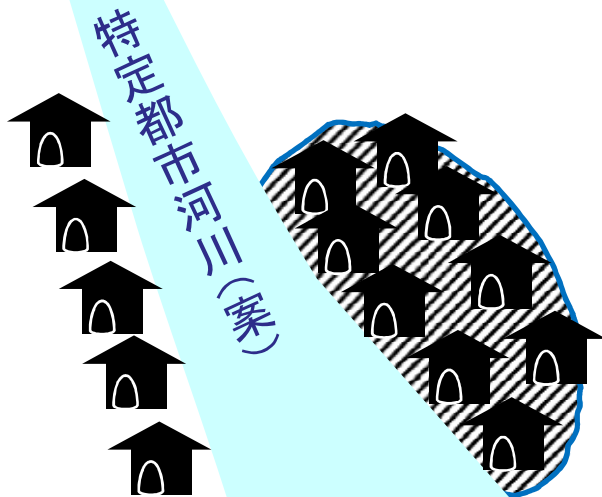
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

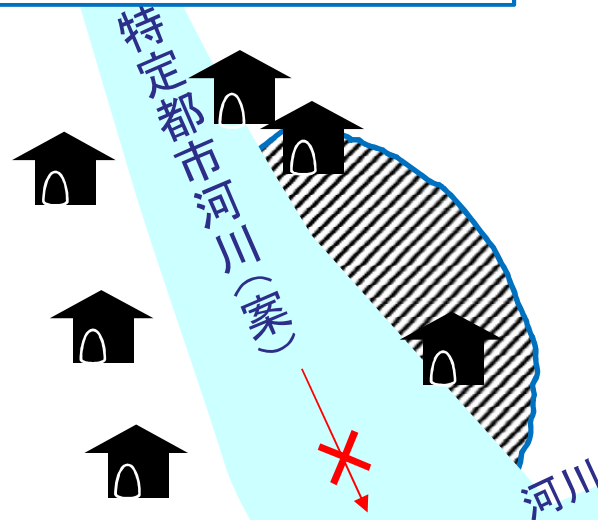
特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



②接続する河川の状況

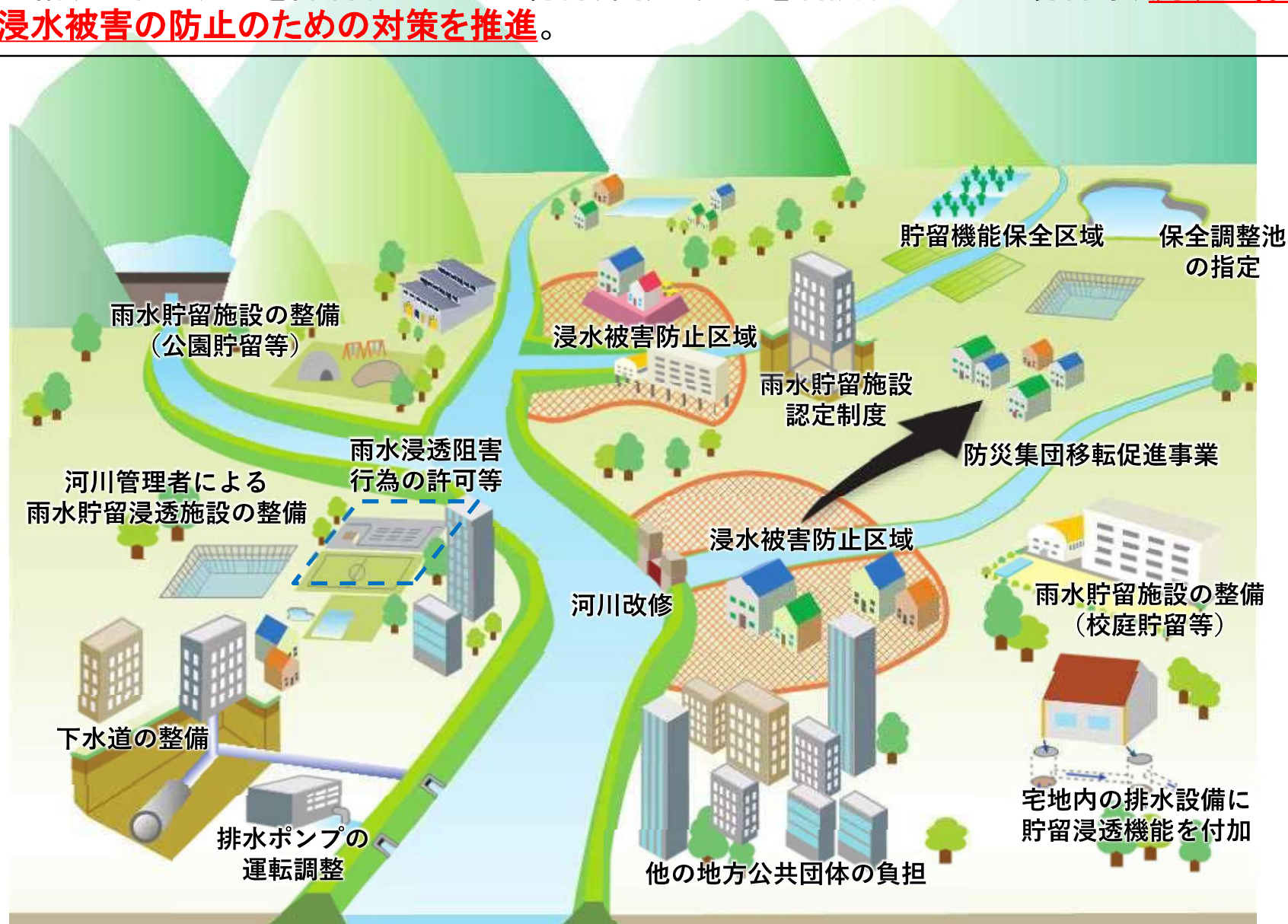


③周辺地形その他の自然的条件



特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、認定雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進。



雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地
(流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

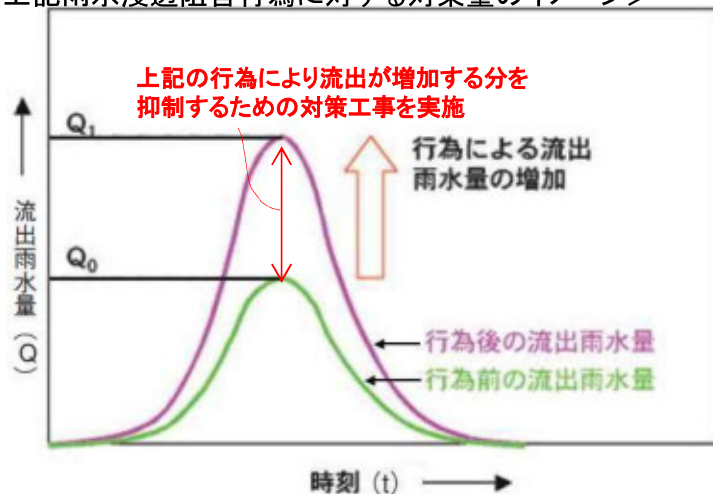


「宅地等」に含まれる土地
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>



<対策工事の事例: 建物の地下に雨水貯留施設を設置>



保全調整池の指定等

○一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

※都道府県等の条例で引き下げ可能。

○流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

* 雨水浸透阻害行為と同様に標識を設置する

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

(4) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画の拡充

- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、**特定都市河川の河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**、**特定都市下水道の下水道管理者**は、共同して**流域水害対策計画を定めなければならない**。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

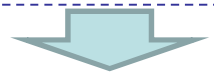
【流域水害対策計画に記載する事項】 ※ 下表内の下線部は改正による変更・追加事項

現行法	改正法
一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	一 計画期間
二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
	四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)
三 特定都市河川の整備に関する事項	五 特定都市河川の整備に関する事項
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八 特定都市河川流域において 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
	九 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する事項
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
	十一 第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項
	十二 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。



【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

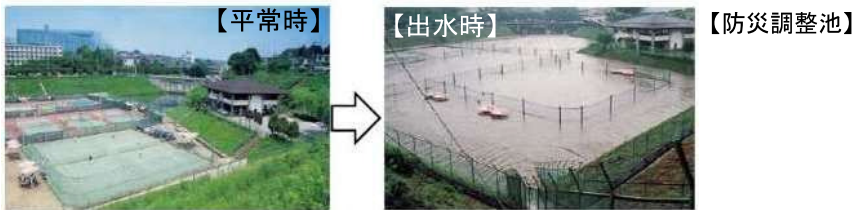
流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制 度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

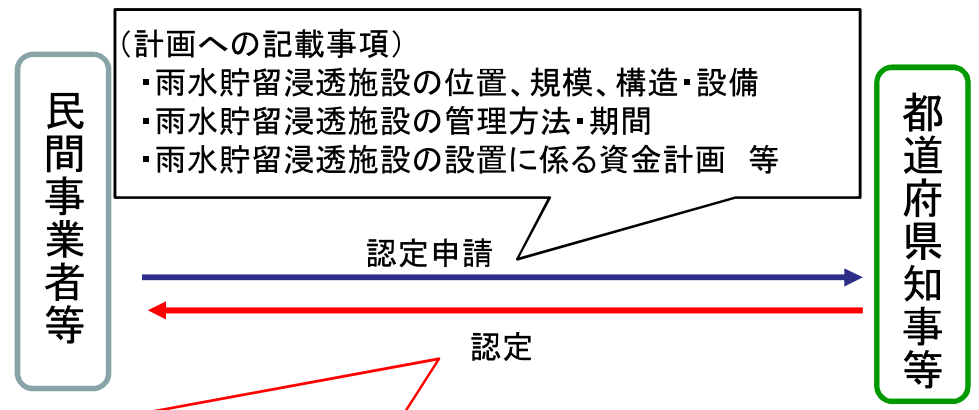
- 【主体】 地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)
- 【対象事業】流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
- 【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定
- 【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【校庭を活用した貯留施設】



【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】



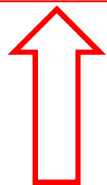
(認定の効果)

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

(参考) 地方公共団体や認定事業者による雨水貯留浸透施設整備への支援制度

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)



関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
[補助率等]	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等
現行			1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度~)	河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備	地方公共団体への補助 1/2 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設	認定事業者への補助 1/2 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

☐ : 法定補助対象

(参考) 雨水貯留浸透施設について

<雨水貯留浸透施設の例>

調整池



透水性舗装



浸透トレンチ



雨水浸透を目的として、浸透管とその周囲の充填材から構成される構造物

浸透ます



雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷きならべたもの

雨水活用施設

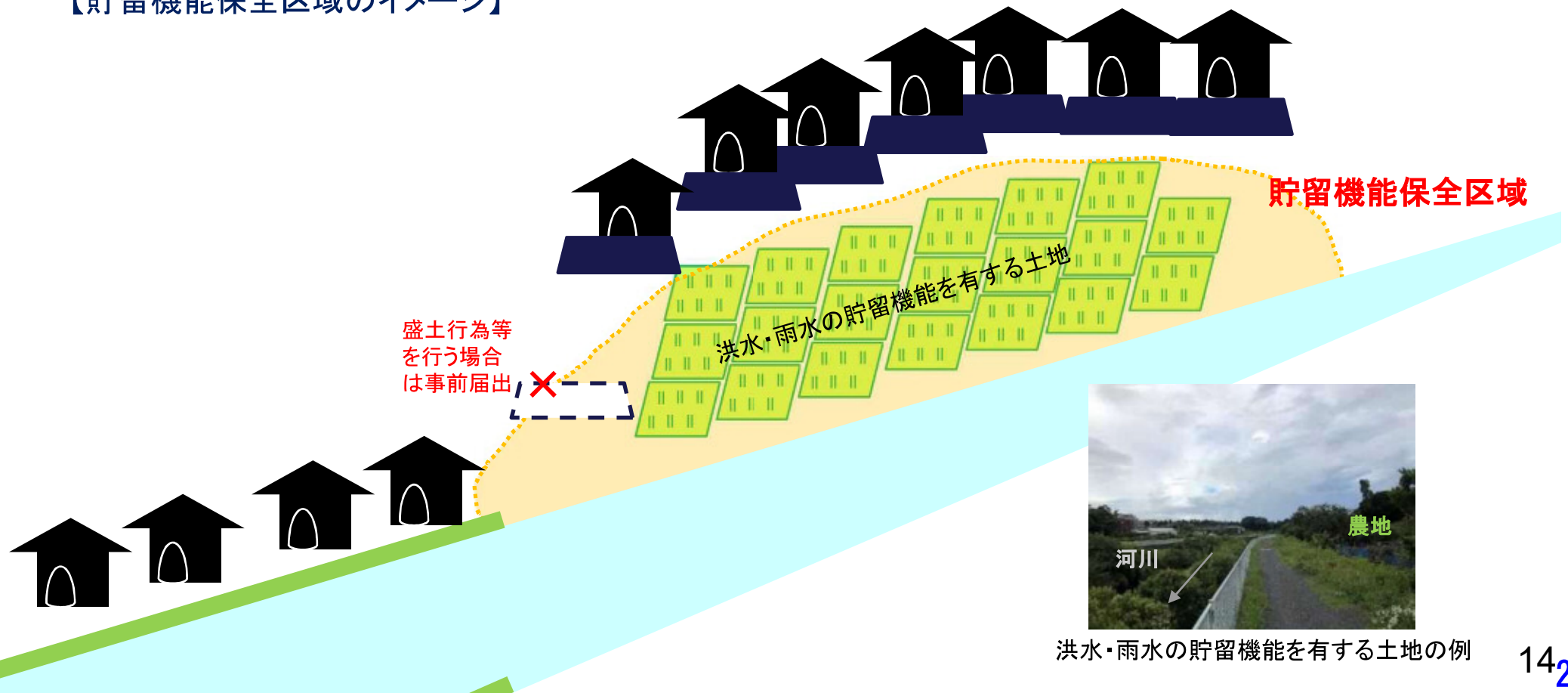


雨水を貯留タンク等に溜め、水道用水ほどの水質を必要としない水洗トイレ、散水、その他の用途に使用するもの

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた**浸水の拡大を抑制する効用を保全するため**、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、**都道府県知事等(政令市長、中核市長)**が、市町村長からの意見を聴取し、**土地の所有者の同意**を得た上で、**貯留機能保全区域として指定**することができる。
- 区域内の土地において**盛土、塀の設置**等を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**しなければならない。都道府県知事等は届出に対して**必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

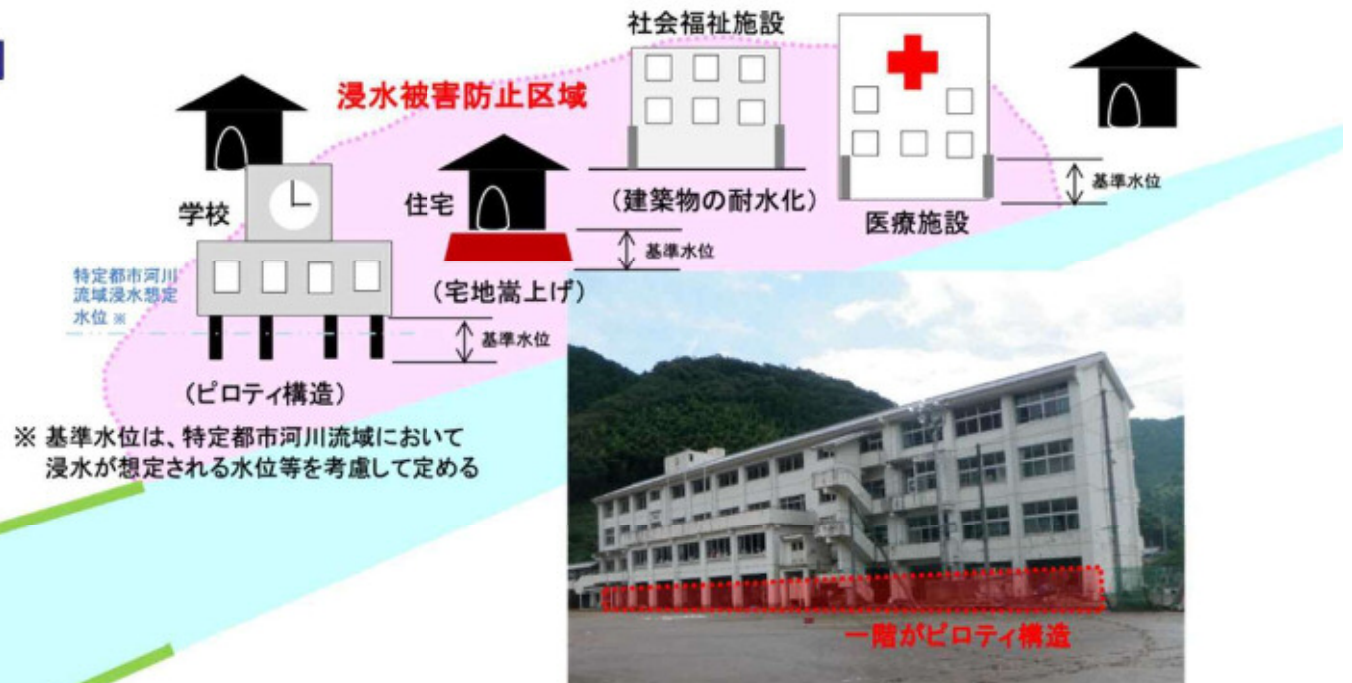
【貯留機能保全区域のイメージ】



浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置**することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



流域治水とグリーンインフラ

国土交通省 近畿地方整備局

令和3年10月

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法案**」を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 〔特定都市河川法〕

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- ー市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により困難な河川を対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- ー国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、**浸水エリアの土地利用**等を協議
- ー協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 〔河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法〕

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- ー**利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利害等が参画)の創設(※予算・税制)
- ー下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- ー下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における**雨水貯留対策**の強化

- ー**貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- ー**都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- ー**認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算措置・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 〔特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法〕

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、**住まい方の工夫**

- ー**浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- ー**防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関係)
- ー災害時の避難先となる**拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関係)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 〔水防法、土砂災害防止法、河川法〕

- ー洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

令和3年4月28日 成立

附帯決議(14項目)

三 **流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及**させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

流域治水の推進にあたっては、
環境分野の取り組みも重要

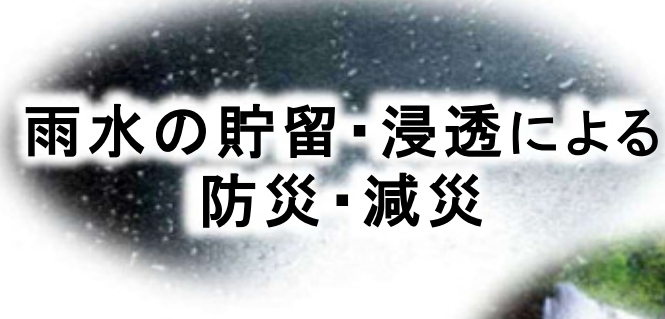
グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

国土形成計画（平成27年8月閣議決定）

自然環境が有する多様な機能




植物の蒸発散機能を通じた
気温上昇の抑制



雨水の貯留・浸透による
防災・減災



水源涵養



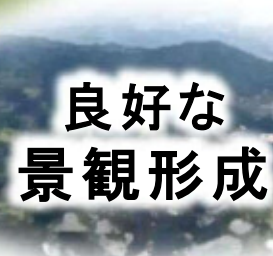
生物の生息・生育の
場の提供



水質浄化



農作物の
生産



良好な
景観形成



土壌の
創出・保全

グリーンインフラがもたらす多面的な効果

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで憩う



オープンスペースを活用した健康イベント（東京都立川市）

コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている

グリーンインフラでつなぐ



地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）

グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能を発揮。地域住民が計画から維持管理まで参画できる取組

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、**気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応**に貢献

グリーンインフラで守る



鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）

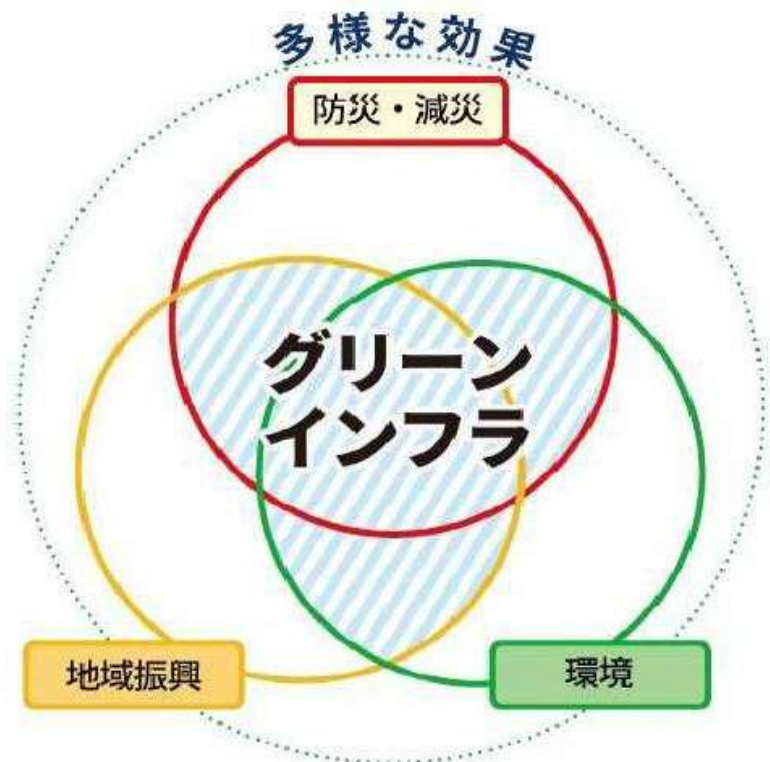
SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込む**イノベティブで魅力的な都市空間の形成**に貢献

グリーンインフラで呼び込む



緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東京都千代田区）

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す



自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを取り入れた流域治水の推進

河川環境分野で可能な取り組みの事例

流域治水プロジェクト × グリーンインフラ

防災・減災

環境

地域振興

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を保全
- 治水対策における多自然川づくり
- 自然環境の保全・復元などの自然再生
- 健全な水循環系の確保(水環境)
- 生物の多様な生息・生育環境の保全・創出による生態系ネットワークの形成
- 魅力ある水辺空間・賑わい創出 (かわまちづくり)
- 河川環境学習の促進
- インフラツーリズム事業者との協働による賑わい創出、地域活性化
- ミズベリング・プロジェクトの推進による賑わい創出、地域活性化

社会的課題

- ◎ 安全・安心で持続可能な国土
- ◎ 国土の適切な管理
- ◎ 生活の質の向上
- ◎ 人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成

自然環境が有する機能

- ◎ 良好な景観形成
- ◎ 生物の生息・生育の場の提供
- ◎ 浸水対策(浸透等)
- ◎ 健康・レクリエーション等文化提供
- ◎ 延焼防止
- ◎ 外力減衰、緩衝
- ◎ 地球温暖化緩和
- ◎ ヒートアイランド対策等

※第4次社会資本整備重点計画、国土形成計画より、グリーンインフラに関連する課題を抜粋

グリーンインフラで 守る



河川事業と公園事業の共同事業により、河川の洪水調整機能を備えた多目的遊水地として整備



河川の改修にあたり自然環境や周辺景観等と調和した川づくり



地域と行政が一体となり整備した大規模湿地再生



川とまちが一体となった地域の憩いと賑わいの場を創出

グリーンインフラで つなぐ



水辺での遊び、自然体験・学習の場として子供達の健やかな成長を支え育む



休耕田の湿地化の活動を支援するとともに環境学習、研究拠点として活用



水辺を愛する多くの人を巻き込み、まちと水辺が一体となった魅力ある街づくり (ミズベリングでみんなをつなぐ)

グリーンインフラで 憩う



市街地の貴重な安らぎ空間として利用



・水辺の健康増進プログラム (ピラティス)
・SUP上での水上ヨガ

グリーンインフラで 呼び込む



池を中心とした自然とのふれあいや、スポーツなどの心身を育む場 (世界規模のパークランや吹奏楽部を誘致した音楽祭など開催)



コウノトリ米はブランド米として高値で取引され、バードウォッチャーなど、年間約7千人が訪れる



水辺を生かした地域の賑わいを創出

防災・減災

環境

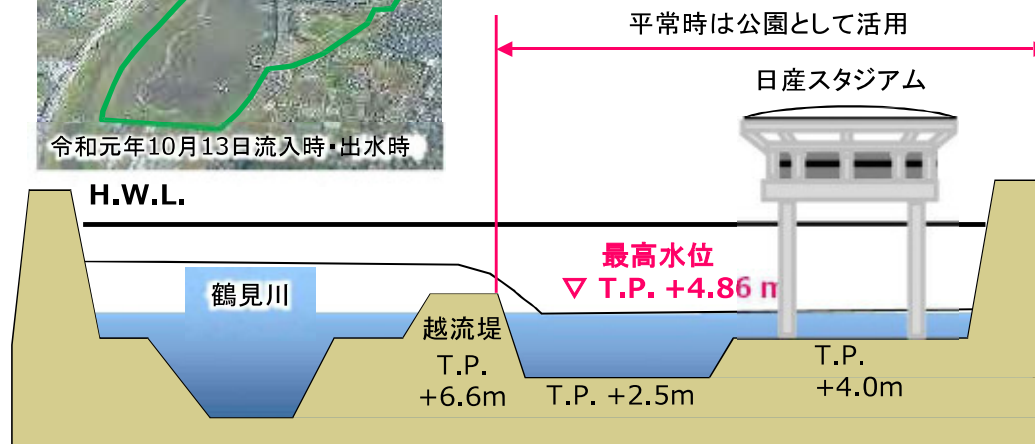
地域振興

- 鶴見川流域では、急激な都市化に伴い流域の保水・浸透機能が低下し、水害が頻発するようになった。
- 国と横浜市が連携し、スタジアムや芝生広場を有する都市公園等と一体となった遊水地を整備。平常時は都市の憩いの空間や多様な生物の生息場として機能。豪雨時には防災・減災に寄与。
- 令和元年東日本台風の際には、鶴見川の水を一時的に貯留することで周辺地域での災害発生を防止。

鶴見川多目的遊水地(神奈川県横浜市)



令和元年東日本台風時には、約94万 m^3 の河川水を貯留し、災害発生防止に寄与



平常時はスポーツや環境教育イベントの場として活用されると共に、多様な生物の生息場としても機能



提供 (公財)横浜市スポーツ協会



約94万 m^3 を貯留した鶴見川多目的遊水地



出典: (公財)横浜市スポーツ協会、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所(鶴見川多目的遊水地パンフレット、令和元年10月16日 ニュースリリース)、令和2年第8回経済財政諮問会議 資料4

- 横浜市では、SDGs未来都市計画、中期4か年計画、環境管理計画、水と緑の基本計画、下水道中期経営計画等の各種計画に基づき、分野横断によるグリーンインフラの活用を総合的に推進。
- グランモール公園(2018年再整備)では、浸透側溝や保水性舗装、植栽地等から地中に浸透させた雨水を雨水貯留 砕石に保水させることにより、樹木や保水性舗装からの蒸発散による微気象の緩和、樹木の良い育成、緑陰の形成を促し、憩い・賑わい空間の形成、暑熱緩和対策、浸水対策等の機能を発揮。
- 公園の新設や更新の機会に合わせたレインガーデンや、浸水対策・水循環の再生を目的とした雨水浸透ますの設置、農地の保水・生産機能を高めるための基盤整備等にも取り組み、流域全体における雨水の貯留浸透機能の向上を図ることで、気候変動に適応した減災の取組を推進。

流域全体での雨水貯留浸透機能の活用(神奈川県横浜市)



レインガーデン

提供 横浜市

広場や園路を改良し、周辺の雨水を集めるレインガーデンを整備することで保水・浸透機能の向上と植栽の良好な育成を図る



農地での作業状況

提供 横浜市

畑の土を深く耕すことにより、保水・浸透機能と生産性を高める試験的な取組



市民の憩いの空間として機能する
提供 横浜市 グランモール公園



側溝・保水性舗装から入った雨水は、雨水貯留浸透基盤により地表までしみ上がり、蒸発散作用により気温の低減効果が発揮
提供 グリーンインフラ総研

■令和2年7月 社会資本整備審議会 答申（抜粋）

「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～

- 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくグリーンインフラの概念を取り入れつつ、流域治水を進めるべきである。
- 流域保水・遊水機能の保全・再生や耕作放棄地を含む水田・農地の活用・保全は生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出に有効に機能すると同時に、治水対策としても有効である場合がある。
- 流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していくべきである。
- 災害復旧・復興の際に、気候変動の影響を考慮することに加え、生態系ネットワーク等に配慮し、場が持つ多面的機能の発揮も意識し水災害対策を進めることが望ましい。

■令和3年4月 衆議院 国交委員会 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（抜粋）

- 流域治水の取り組みにおいては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

(参考)特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律(附帯決議事項)

- 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促す等により地域住民等の意向が十分配慮されるとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めるとともに地方公共団体に對しても適切に助言すること。
- 二 学校教育及び社会教育における防災教育の充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切にいかすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割の重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。
- 三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 四 森林の有する水源涵養機能や農地やため池等の有する洪水低減機能の重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 市街地での浸水被害を防ぐため、河川等から下水道への逆流対策等の内水氾濫対策を着実に推進するとともに、下水道の老朽化対策を早急に実施すること。
- 六 流域治水の取組を強力に推進するため、特定都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した施策が実施されるよう助言すること。
- 七 雨水貯留浸透施設の設置等に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めること。
- 八 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。また、浸水被害防止区域における既存建築物の安全性の確保や、貯留機能保全区域を対象とした固定資産税の減免措置等の支援策の創設を検討すること。
- 九 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、デジタルデータの活用等の技術的な支援とともに、財政的な支援を一層行うよう努めること。また、住民の避難行動に結びつくよう、障害者に分かりやすい点図等を活用したハザードマップ、治水施設等の整備の進捗に対応したハザードマップ、土地利用や整備に資する降水量ごとのハザードマップ等の作成を検討するとともに、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。
- 十 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に對して必要な支援を行うこと。
- 十一 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に對する国の財政支援制度の創設を検討すること。また、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を確実に実施するため、気象庁の機能強化及び気象予測の精度向上を図るとともに、放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。
- 十二 流域治水の取組を強力に推進するため、その役割を担う国土交通省の地方整備局・北海道開発局の組織・定員の拡充・強化を図るとともに、地方公共団体において治水に係る人員不足や技術力の低下が生じている状況の中、治水施設等の整備を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に對する即応力を高めるため、地方公共団体との連携を一層推進するとともに、緊急災害対策派遣隊の機能強化等による国の体制の充実を図ること。
- 十三 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に對して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。引き続き、危険エリアから安全なエリアへの移転を促進させるため、税制面での対応等、幅広い視点からの対策を検討すること。
- 十四 広範囲かつ長期間の浸水が想定される地域においては、既存施設も活用し、避難先となる拠点施設が確実に整備されるよう地域の実情を踏まえた必要な支援を行うこと。また、当該拠点施設においては高齢者、障害者、乳幼児等にとって配慮されたものとなるよう、バリアフリー化や十分な保健医療サービス等の提供体制の構築等、必要な対策を行うよう努めること。